

雫石町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、雫石町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例（平成29年雫石町条例第19号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(届出)

第3条 条例第8条第1項の規則で定める者は、次に掲げる事業者とし、再生可能エネルギー事業届出書（様式第1号）に再生可能エネルギー事業計画書（案）（様式第2号）及び再生可能エネルギー事業区域確認リスト（様式第3号）を付して届け出るものとする。

(1) 太陽光発電を行おうとする事業者のうち次に掲げる者。ただし、当該設備を建物の屋根部分に設置する場合を除く。

ア 岩手県景観計画区域山麓景観形成地区内、岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号）に基づく環境緑地保全地域内及び雫石都市計画用途地域内において再生可能エネルギー設備の設置を行おうとする者

イ アに規定する地域以外で定格出力20キロワット以上の再生可能エネルギー設備の設置を行おうとする者

(2) 風力発電を行おうとする事業者

(3) 地熱発電を行おうとする事業者

(4) バイオマス発電を行おうとする事業者

(5) 熱利用目的の再生可能エネルギー設備の設置を行おうとする事業者（建物の屋根部分に設置する場合を除く。）

(6) その他町長が特に必要と認める再生可能エネルギー設備の設置を行おうとする事業者

2 条例第8条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業者の名称及び住所

- (2) 再生可能エネルギー設備を設置しようとする場所
- (3) 設置しようとする再生可能エネルギー設備
- (4) 予定規模
- (5) 協議会設置の意向
- (6) その他町長が必要と認める事項

3 条例第8条第1項の届出は、当該届出に係る再生可能エネルギー設備設置計画の初期段階（法令に基づく認定、許認可等の申請又は届出の手続を行う前。設置しようとする土地の取得又は賃貸借契約前、その他設置に係る各種申請、届出及び契約等の前。以下同じ。）に行わなければならない。

（変更等の届出）

第4条 条例第9条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー事業変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

2 条例第9条第2項の規定による届出は、再生可能エネルギー事業中断・中止届出書（様式第5号）により行うものとする。

（住民への説明）

第5条 条例第10条第4項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、説明会開催報告書（様式第6号）により報告するものとする。

- (1) 説明会開催日時及び場所、事業者側の出席者の氏名及び所属
- (2) 説明内容
- (3) 参加者からの主な意見と対応方針
- (4) その他町長が必要と認める事項

2 条例第10条第1項に規定する説明会は、条例第8条第1項の規定による届出に係る再生可能エネルギー設備設置計画の初期段階から行わなければならない。

（協議会）

第6条 条例第11条第5項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、協議会開催報告書（様式第7号）により報告するものとする。

- (1) 協議会開催日時及び場所、事業者側の出席者の氏名及び所属
- (2) 説明内容
- (3) 出席者からの主な意見と対応方針

(4) その他町長が必要と認める事項

2 条例第11条第1項に規定する協議会は、条例第8条第1項の規定による届出に係る再生可能エネルギー設備設置計画の初期段階から行わなければならない。

(地域主導型事業計画書の提出)

第7条 条例第15条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、地域主導型事業計画書(様式第8号)により提出するものとする。

(1) 事業者の名称及び住所

(2) 再生可能エネルギー設備を設置しようとする場所

(3) 設置しようとする再生可能エネルギー設備

(4) 地域主導型事業の認定要件を満たすことの根拠

(5) その他町長が必要と認める事項

2 条例第15条第2項の地域主導型事業計画書は、当該再生可能エネルギー設備設置計画の初期段階に提出しなければならない。

(公表の方法)

第8条 条例第7条第3項、第8条第2項、第10条第5項、第11条第6項、第15条第3項及び第18条に規定する公表は、町ホームページ又は町広報誌に掲載することにより行うものとする。

(身分証明書)

第9条 条例第14条第2項の身分を示す証明書は、様式第9号のとおりとする。

附 則

この規則は、平成30年3月1日から施行する。